

事 務 連 絡
令和 5 年 9 月 5 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

国民健康保険財政安定化基金貸付・交付事業等に係る取扱要領例の改定について

医療保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

審査支払機能に関する改革工程表に対応するための次期国保総合システム更改については、「審査支払機能に関する改革工程表に対応するための次期国保総合システム更改についてのご協力をお願い」（令和 3 年 11 月 8 日付け厚生労働省国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）において、国民健康保険団体連合会における審査支払手数料等の一時的な引き上げが必要になった場合の対応について、お知らせしたところです。

今般、国保総合システムの更改等に係る費用をはじめ、審査支払手数料に含まれるシステム開発や改修、運用に係る費用等について、審査支払手数料に充てるための財源として財政安定化基金（財政調整事業分）の活用ができるよう、「国民健康保険財政安定化基金貸付・交付事業等に係る取扱要領例」を別添のとおり改正しましたので、貴都道府県におかれては、取扱要領等の改正に際し、本取扱要領例を活用願います。